



ひらた行政だより

地震による一部損壊住宅の修理費用を補助します！

令和 4 年 3 月 16 日の地震で住宅が一部損壊した世帯に対し、日常生活に不可欠な部分を応急的に修理した場合の費用の一部を定額で補助します。



【対象世帯】以下の要件を満たす世帯

- ① 村から「り災証明書」を交付された方。
- ② 20 万円（消費税込み）以上の修繕工事を実施し、支払いを完了した方。

【修繕工事の範囲】

- ① 屋根等の基本部分
- ② ドア、窓等の外部に面した開口部
- ③ 上下水道等の配管・配線
- ④ トイレ、風呂等の衛生設備

※地震の被害と直接関係ある修繕のみが対象。

※内装に関するものは原則として対象外。

（壊れた床の修理と併せて畳等を補修する場合、壊れた壁とともに壁紙を補修する場合は、当該床、壁の部分に限り対象。）

※家電製品は対象外。

※応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。）に限られ、一般的には修理は屋根、壁、床などより緊急を要する部分から実施する。

【補助金の額】

修繕工事費 20 万円（消費税込み）以上の場合に、定額 10 万円

【必要となる書類】

- ・ 補助金支給申請書
- ・ 資力に関する申出書
- ・ り災証明書（コピー可）
- ・ 工事を実施したことを確認できる書類（契約書及び領収書等）
- ・ 工事前・施工中・完成後の写真（添付できない場合は、施工内容証明書）

※申請受付期限：令和 4 年 10 月 31 日（月）まで

税務課 ☎55-3113

（裏面へ続く）

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

令和 4 年 6 月から

児童手当・特例給付の制度が一部変更となります

1. 所得が基準額以上の場合は、特例給付を受けられなくなります

令和 4 年 6 月 1 日施行の児童手当一部改正により、児童を養育している方の所得が次の表の「A：所得制限限度額」以上の場合は、児童手当は特例給付（児童 1 人あたり月額 5,000 円）になります。また、次の表の「B：所得上限限度額」以上の場合は、令和 4 年 10 月支給（令和 4 年 6～9 月分）から特例給付は支給されません。

	A：児童手当所得制限限度額		B：特例給付所得上限限度額	
児童手当・特例給付 支給の有無	児童手当：支給なし 特例給付：支給あり 月 5,000 円		児童手当：支給なし <u>特例給付：支給なし</u>	
扶養親族等の人数	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0 人	622 万円	833.3 万円	858 万円	1,071 万円
1 人	660 万円	875.6 万円	896 万円	1,124 万円
2 人	698 万円	917.8 万円	934 万円	1,162 万円
3 人	736 万円	960 万円	972 万円	1,200 万円
4 人	774 万円	1,002 万円	1,010 万円	1,238 万円
5 人	812 万円	1,040 万円	1,048 万円	1,276 万円

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しているため、あくまで目安となります。

実際は給与所得控除や医療費控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1 人につき 38 万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70 歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは 44 万円）を加算した額となります。

2. 毎年 6 月に提出していた現況届の提出が原則不要となります

令和 4 年度から毎年 6 月 1 日現在の受給者の状況を住民基本台帳等で確認します。ただし、次の 1～5 に該当する方は現況届の提出が必要です。

現況届の提出が必要な方

- 1 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 2 配偶者からの暴力等により住民票の住所地が実際の住所地と異なる方
- 3 支給対象となる児童の住所が平田村にない方
- 4 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- 5 その他 村から提出の案内があった方